

住参第 3324 号
令和 6 年 12 月 17 日

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会会長 殿

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）

昇降機の定期検査の適正な実施について

本月 11 日、アールテック工業株式会社より、同社が実施した小型エレベーターの法定定期検査（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 3 項に規定する定期検査）において、無資格者による法定定期検査の実施、検査を実施していない検査員氏名の法定定期検査報告書への記載（名義貸し）を行っていた旨の報告がありました。

国土交通省は、同社に対して、所有者等への丁寧な説明、早急な再検査の実施とその結果の特定行政庁への報告、本事案に係る徹底した調査、原因究明及び再発防止策の報告等を行うよう、指示したところです。

本事案は、昇降機の安全性確保のために実施される定期検査制度に対する国民の信頼を揺るがす行為であり、あってはならないことと考えています。

つきましては、貴会におかれましては、貴会員各社が、定期検査を適正に実施するとともに、仮に違法行為を把握した際には、速やかに国土交通省又は特定行政庁に報告を行うよう、貴会員各社に対して、注意喚起していただきますようお願いいたします。

（参考）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000198.html

問合せ先 国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 動力・設備係 酒井 代表 03-5253-8111（内線 39-556） 直通 03-5253-8126 Mail: sakai-y2sp@mlit.go.jp
